

第5回川口市市民投票条例策定委員会 会議録

会議の名称	第5回 川口市市民投票条例策定委員会
開催日時	平成24年5月11日(金)午後6時30分から午後8時30分
開催場所	人財育成センター3階 セミナーホール
出席者	(委員長)金井委員長 (副委員長)三宅副委員長、齋藤副委員長 (委員)小森委員、水野委員、松本委員、駒見委員、山野委員、 藤波委員、加藤委員、稲川委員、芝崎委員、板橋委員、 小林委員、近藤委員
会議内容	素案について 今後の予定について
会議資料	1 重要項目 「投票及び開票の方法」
発言内容	<p>1 開会(午後6時30分)</p> <p>事務局 それでは、これより第5回川口市市民投票条例策定委員会を開会する。本日の出席者は全員であるので、川口市市民投票条例策定委員会条例第7条第2項の規定により、この会議は成立している。 傍聴希望者が2名いるので入室していただく。 (机上配付の資料確認) (委員会開始後、さらに傍聴者1名入室する。)</p> <p>2 素案について</p> <p>委員長 御意見をお願いしたい。</p> <p>委員 資料5-3の1(1)市民請求における請求の要件について、うかがいたい。各市請求要件の必要な署名数が有権者の1/3から1/50まで様々である。1/3などは地方自治法に直接請求の必要署名数として出てくるが、1/5や1/10はどこから設定された数字と推測されるか。</p> <p>事務局 宮古市の要件は1/5であるが、これは地方自治法の長の解職請求1/3よりも要件を緩和している。しかし、請求には1万人を超える署名が必要となるため投票制度を濫用されることはないとして1/5にしたと推測される。</p>

委員長

川崎市では、以前、直接請求で 1/10 ほど集まり、この数字であれば集めることが可能ということが議論で参照され、設定された。川崎市の実態に裏打ちされた数字である。

委員

今の話を前提として、住民基本台帳に登録されている 20 歳以上は約 45 万人であることから 1/3 で 15 万人、1/6 で 7 万 5 千人、1/50 で 9 千人である。この人数が集められるかという点から議論するのがよいのではないか。

委員

以前、川口市で火葬場建設要望の署名が 14 万人ほど集まったと聞いたことがある。自分たちに関心があるテーマであれば署名が集まる可能性が高いと考えると、7 万 5 千人ではハードルが低いかもしれない。

委員長

無効な署名も含まれていると考え 3 割くらい差し引いて 10 万人程となることから、7 万人位は集められると考えられる。

委員

素案に賛成する。1/6 は無理な数ではないが、集めるのに厳しい数でもある。議会請求の 1/12 も、市議会でも 3 議員で 1 会派ということで 1/12 よりやや下回るが、ほぼ妥当な数である。市長発議についても素案でよい。

委員長

他の方の意見もうかがいたい。

委員

事務的なことであるが、署名がどこまで有効なのかチェックが必要である。どのような流れで行うのか。

事務局

署名に関する手続きは地方自治法の規定どおりの審査を行うことを想定している。

委員

旧鳩ヶ谷市において行われた、合併にかかる住民投票の実施を求める署名の人数を参考に教えて欲しい。

事務局

約8千人集まったが、全て投票資格者名簿と照合した。

委員長

素案は地方自治法を準用するということを前提にできている。また投票資格者と請求資格者は同一の者としている。前回の会議で出たように、国の制度に準じることは制度として安定的ではある。

委員

署名を集める1ヶ月の起算日はいつか。

事務局

告示があった日から1ヶ月である。

委員

川口市は投票率が低い。7万5千人集めるのは困難かもしれない。

委員

市民投票は、テーマが市政のことであり、より関心をもたれるので、通常選挙よりは人数が集まるかもしれない。

ただ署名を集めているという情報が告示だけではわかりにくい。ネットなどで周知すべきではないか。

委員長

形式的に告示は行われるが、集める人が周知しなければならない。旧鳩ヶ谷市のように小さければ集めやすい傾向にあるが、大きくなればなるほどネットワークは弱くなり、50万人規模で3割集めるのは難しいのではないか。

委員

素案がよいのではないか。7万5千人が多いか少ないかでは議論が収束しない。

委員

要件は低いほうがよい。1/50の自治体で議会の議決が要件であるのは理解できるが、1/10は広島市と川崎市であり、広島市では議決が不要である。川口より有権者数が多いと思うがどうなのか。

事務局

広島市は「参考に広く意見を聞く」というスタンスで制度設計していると聞いている。

副委員長

広島市がそのような理由で署名数を低くしているということは、当市においても、ただ「参考にする」というスタンスであることを明確にすれば、署名数を1/10とすることも可能だということになる。

また、川崎市でも同じ1/10となっているが、さらに議決を必要としているのだから、発議のハードルを低くしているとは必ずしもいえない。

事務局

素案では、公職選挙法に準ずる厳正なものとして制度設計しているため一人一票制、秘密投票制に関する規定などを持たない広島市とは考え方が異なる。

また川崎市については正確に言うと、議決が必要なのではなく、市議会との協議を要し、協議の結果、出席議員の2/3の反対があるときは、投票は実施されない。

副委員長

広島市の場合も、公職選挙法をどこかで準用せざるをえず、一人一票制、秘密投票制以外の選択肢があるはずがないのだから、広島市とわれわれの素案とでそのスタンスに違いがあるとはいえない。

委員長

市民請求における請求の要件がこれまでの議論の中心であるが、議会請求、市長発議についてはどうか。

委員

(3)の市長発議について質問であるが、これは市長が発議した際には、議会の同意なく直ちに市民投票を実施できるということか。

事務局

そうである。

委員

以前の議題で、市民投票に付することが適当でないとして市長が判断するとあった。合わせると市長が強い権限を持つととれるのではないか。

委員長

市民や議会発議の場合には市長が恣意的に投票を実施せず、市長自らが発議した際には何でも実施できる、という制度になりかねないという懸念がある。

副委員長

自治基本条例に市長は自ら必要であると判断したときは市民投票を実施するという規定があるため、市長発議ができることは決まっている。その際に議会の議決により市長の発議を制約するべきかが問題である。

委員長

川崎市の市長発議の場合の流れはどうか。

事務局

議会の協議を要し、議員の 2/3 以上の者の反対があるとき以外は、投票を実施することになる。

委員

市長と議員は市民が選挙で直接選ぶ。市長発議の際も、議会に諮り、市長への歯止めとするべきではないか。議員を選んだ票の重みも考慮しなければならない。

事務局

素案の考え方を申し上げる。

市長は、市民や議会請求を受けた際に必ず投票を実施しなければならないと規定しているため、市長も自ら議会にかけずに発議できるという制度設計である。市長が発議しても議会の否決で投票を実施できず、議会が請求した際には市長が拒否できないのでは、バランスが悪いと考えている。

委員

市長が市民投票に諮る場合、まず議会に上程し、否決されたことについて発議すると考えられる。その場合、市長と議会は対立関係にあり、相対した考え方を市民投票にかけるということは、より望ましい投票になるのではないか。そのようなことで議会が市長の権限へ歯止めをかける役割を担うことができる。

委員

1(1)(2)(3)の請求の要件については素案のとおりでよいのではないか。

【承認】全員異議なく承認

委員長

では、市民請求する場合、総数の1/6以上の署名が必要、議会が請求する場合、議員定数の1/12以上の賛成により議案を提出し、出席議員の過半数の賛成により請求、市長は自ら発議できるということでしょうか。

【承認】全員異議なく承認

委員長

市長に裁量の余地はあってはならない。2の市長の投票実施義務については、市長と議会が対立した場合、市民投票で市民に問うということは重要であることから、今までの議論で結論が出たとおり市民請求等があった場合、市長の投票実施義務があるということでしょうか。

【承認】全員異議なく承認

委員長

3の同一事項の請求、発議の制限についてはどうか

副委員長

まず一点。議会の発議とのバランスをとるために市長の発議を認めるのだから、議会の発議があれば市長の発議ができない、議会の発議があれば市長の発議ができないという事態はあってはならないはずで、そうだとす

れば、同一事項の制限をかけてはならないことになる。

もう一点。市長と議会が同じ武器を行使できる可能性があり、しかもその状況下で投票がなされたからには、市長と議会の対立には一旦決着がついたと説明できるはずで、そうだとすれば、投票後2年間は問題の蒸し返しをしてはならないことになる。

したがって、同一事項の請求を限定しない、投票後の再度の発議を限定するという素案は合理的である。

委員

同一請求の制限がないとすると、平行して請求をした場合コストがかかるのではないか。何とか一本化する手立てがないものか。

手続きが開始されている請求にしても、すでに実施された請求にしても、それと同一と判断するのは困難である。いっそのこと、この部分の規定自体をなくしてしまっただろうか。

委員長

火葬場を作るかどうかを問う市民投票と火葬場をある特定の場所に作るかどうかを問う市民投票は同一ではないかもしれない。誰が同一と判断するのか。

事務局

その部分については、これから検討していく。

委員

厳密に、疑いの余地なく同一と判断できないのであれば、ほとんどの請求が制限されないということになる。

委員長

市民投票は か×かを二択で判断するものであるにもかかわらず、似たような請求があった場合は4つの選択肢になってしまう。請求を併合したほうが良いが、併合したり、同一性を判断する人がいない。

各地で実施されてきた今までの住民投票は大半は個別型であったので、議会が実質的に併合し選択肢を決めていたが、常設型ではそれができない。市長に判断させるのも問題がある。

委員

市長も議会も判断できないとなると、中立の機関を作るしかないが、コストもかかる。

委員長

第三者機関は、どちらかの味方になり得る。また、市民投票の意義は市民が直接請求したことについて、そのまま投票を実施することであるため、第三者の意向をいれるべきではないと考えられる。

この問題は宿題として、改めて皆さんに考えてきていただいてはどうか。

事務局

全体について検討する機会を設けているので、改めてご審議いただきたい。

委員長

規定はやめてしまうのはどうか、第三者機関を作るのはどうかといった提案が出た。後日、総括的な議論の際に、検討することとする。

3 今後の予定について

委員長

今後の日程は、どうか。

事務局

第6回は6月1日(金)、第7回は6月27日(水)と前回お決めいただいた。第8回は8月2日(木)でお願いしたい。

委員長

それでは、第8回は8月2日(木)に開催する。

4 次回検討課題について

事務局

次回の検討事項は投票及び開票の方法についてである。投票の形式について 投票の期日について 投票の方法について 無効投票についてが検討事項となる。

	<p>5 閉会（午後8時30分） 委員長 では本日の委員会は、以上で閉会とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>次回以降日程</p>	<p>次回 6月1日 午後6時30分から キュポ・ラM4階会議室 1、2 次々回 6月27日 午後6時30分から キュポ・ラM4階会議室 1 その次の回 8月2日 午後6時30分から 西公民館 講座室</p>